

第1部

【基調講演】

講演者＞農林水産省食料産業局知的財産課ご担当者

農林水産業における 知的財産について

農林水産業における知的財産制度の制度及び現状をご説明頂きます。

第2部

【パネルディスカッション】

農林水産業の知的財産に関わっておられる
実務家の方に、北海道の農業の現状及び
知的財産の今後の活用について意見交換をして頂きます。

日 時

平成29年
7月20日[木] 午後6時から
午後8時30分まで

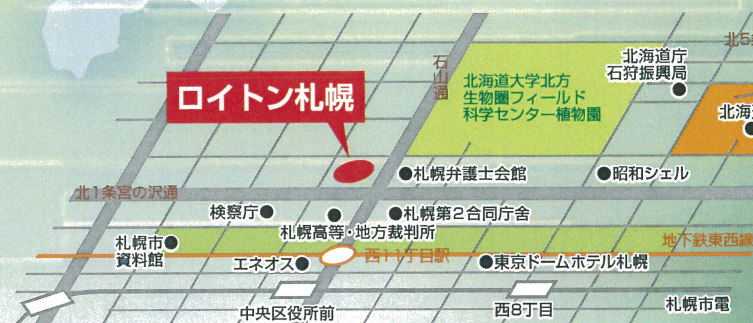
場 所

ロイトン札幌2階ハynesホール

(札幌市中央区北1条西11丁目)

定員
200名

無料



【主催】弁護士知財ネット、北海道弁護士会連合会、札幌弁護士会

【後援】北海道／農林水産省 北海道農政事務所／経済産業省
北海道経済産業局
北海道農業協同組合中央会／北海道農業法人協会／ホクレン農業協同組合連合会／北海道漁業協同組合連合会／一般社団法人北海道食品産業協議会／北海道経済連合会／札幌商工会議所／株式会社北洋銀行／株式会社北海道銀行／株式会社日本政策投資銀行 北海道支店／株式会社日本政策金融公庫／北海道知的財産戦略本部／北海道知財総合支援窓口／日本弁理士会北海道支部／一般社団法人北海道発明協会／北海道大学情報法政策学研究センター

【お問い合わせ】アンビシャス総合法律事務所

弁護士 安藤誠悟

TEL 011-210-7501 FAX 011-210-7502

農林水産業に関わる知的財産については、平成28年9月に農林水産省と経済産業省が一層の連携を図る方針が打ち出されており、我が国の知的財産戦略としてもこの分野に対する期待が高まっています。

特に、北海道は農林水産業の盛んな地域であり、北海道産の農林水産商品は国内にとどまらず、世界的にも魅力的な商品として位置付けられており、今後、農林水産業に関する知的財産（特許権、育成者権、地域団体商標、地理的表示など）を積極的に活用することが不可欠となってきます。

北海道の農林水産業に対し、知的財産権を生かしてどのようなことができるのか皆様と議論していきたいと考えております。

多くの方ご参加をお願い申し上げます。



申 込 書

お名前

ご所属

e-mail

【011-210-7502（アンビシャス総合法律事務所 安藤）までこのままFAX送信して頂ければ幸いです】